

令和2年度 水力発電の導入促進のための事業費補助金(水力発電設備更新等事業) 【公募要領ダイジェスト】

1 補助事業の区分

発電事業者等が行う既設設備の増出力又は増電力量の可能性調査と更新工事等への支援事業

(1) 既存設備調査事業

既存水力発電所（揚水式のものを除く。以下同じ。）の増出力又は増電力量の可能性に関する調査事業

(2) 既存設備更新工事等事業

既存水力発電所の増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造を行う事業（固定価格買取制度を適用するものを除く。）

2 補助対象事業者

日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所の増出力又は増電力量の可能性の調査又は設備更新・改造事業を行う民間団体等（地方公共団体、発電事業者等）。

3 交付要件

(1) 既存設備調査事業

- ① 日本法人又は日本国民であること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所の増出力又は増電力量の可能性を調査する者であること。
- ④ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 本事業終了後においても継続的に当該事業を管理・運営する能力を有すること。
- ⑥ 既設発電所を廃止して、新規に発電所を新設する調査ではないこと。
- ⑦ 河川法、森林法等の許認可を受けているか、見込みがあること（許認可が必要な場合）。
- ⑧ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑨ 地元調整が確実に行われていること（事業実施に対して地元調整が必要な場合）。
- ⑩ 他省庁、或いは財団の他の補助事業から同目的の補助金を受けていないこと。又は、受ける予定がないこと。
- ⑪ 補助事業の経理処理にあたっては、補助金の交付の対象となる経費を明確に区別して処理できる体制を有していること。（特に、外注先からの請求書、外注先への銀行振込み及び支払い証明など）

(2) 既存設備更新工事等事業

- ① 日本法人又は日本国民であること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

3 交付要件（続き）

- ③ 日本国内で水力発電所を有して継続して水力発電を行い、保有する水力発電所の増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造を行う事業（固定価格買取制度を適用するものを除く。）を行う者であること。
- ④ 本事業期間中及び財産処分制限期間中は固定価格買取制度の適用（事業計画認定を含む。）を受けないこと。
- ⑤ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑥ 本事業終了後においても継続的に当該事業を管理・運営する能力を有すること。
- ⑦ 既設発電所を廃止して、新規に発電所を新設する事業ではないこと。
- ⑧ 河川法、森林法等の許認可を受けているか、見込みがあること（許認可が必要な場合）。
- ⑨ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑩ 地元調整が確実に行われていること（事業実施に対して地元調整が必要な場合）。
- ⑪ 建設単価【補助対象経費／年間可能発電電力量（増分発電電力量ではなく、全体の発電電力量）】が250円/kWh以下であること。
- ⑫ 他省庁の同目的の補助金を受けていないこと。又は受ける予定がないこと。
- ⑬ 当該発電所が電力系統に接続されていること。また、増出力を行う場合は、電力系統との接続に関して、原則として当該電力会社へ接続契約申込済みであること。
- ⑭ 技術検討（流れ解析等）を行い、増出力又は増電力量が的確に算出され、増出力又は増電力量が見込まれていること。
- ⑮ 本事業に関連する技術力と知見を有していること。
- ⑯ 補助事業の経理処理にあたっては、補助金の交付の対象となる経費を明確に区別して処理できる体制を有していること（特に、外注先からの請求書、外注先への銀行振込み及び支払い証明など。）。

4 補助対象経費

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 既存設備調査事業 | 調査費、試験費、設計費 |
| (2) 既存設備更新工事等事業 | 用地、建物、構築物、機械装置、諸装置、備品、諸経費 |

5 補助率

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 既存設備調査事業 | 補助対象経費（消費税含まず）の2/3以内 |
| (2) 既存設備更新工事等事業 | 補助対象経費（消費税含まず）の1/4以内（ただし平成30年度以前からの継続事業は1/3以内） |

6 事業期間

交付決定日以降～申請書に記載の事業完了予定日(原則として令和3年3月1日まで)

- | | |
|-------------|----------|
| 既存設備調査事業 | 原則 2 年以内 |
| 既存設備更新工事等事業 | 原則 5 年以内 |

7 公募スケジュール

- (1) 公募期間 : 令和2年4月9日～令和2年10月16日
 (2) 申請締切日 : 継続分 4月16日(木)
 新規分



なお、締切時点で、予算額以上の申請があった場合は、公募期間中であっても公募を中止することがあります。また、公募期間終了後に予算額に達しない場合には追加公募を行うことがあります。

8 交付申請

公募要領所定の様式を用いて申請書類一式を作成し、2部(正・副各1部)及び電子媒体1部を提出。

9 交付決定

申請された事業が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。補助事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に一般財団法人新エネルギー財団(以下「財団」という。)が実施する「確定検査」により決定されるものであり交付決定通知書に記載の額ではありません。

10 補助事業の開始

財団からの交付決定日以降、補助事業を行うことができます。見積書開封、入札書開札を持って発注手続きの開始とします。発注手続きは交付決定日以降に行ってください。交付決定日前に発注手続きを行ったものについては補助対象となりません。

なお、競争入札の開始は、交付申請書提出以降に実施可としますが、交付決定日前に発注手続き(開札含む)を行ったものについては、補助対象となりません。相見積は交付決定日以降に実施することが補助対象の条件となります。

11 計画変更

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助対象経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要があります。ただし、入札により契約金額が変更になり、それに伴い補助金も減額になる場合は、事業計画の変更には当たりませんので、原則、計画変更承認申請書の提出は必要ありません。

計画変更が生じた場合は、個別に財団にご相談ください。

12 補助事業の完了

補助事業は、調査等完了及び補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）をもって事業の完了とします。また、事業完了の遅延が見込まれる事態が発生した場合は、すみやかに財団に連絡してください。

13 実績報告及び額の確定

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内或いは令和3年3月10日のいずれか早い日の午前12時までに実績報告書ならびに関係書類を財団に提出してください。財団は、補助事業者から実績報告書が提出された時は、当該報告に係る書類審査及び必要に応じて現地調査等（確定検査）を行い、事業成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（確定通知）します。

14 補助金の支払い

補助事業者は、実績報告書を提出し、財団の確定検査により補助金の額が確定され、確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

15 取得財産等の管理

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（調査報告書や基礎データを含む。以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。また取得財産等の管理に当たっては、取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産処分制限期間中に取得財産等（取得価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産）を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。）しようとする時は、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書により、財団の承認を受ける必要があります。

16 事業実施効果・利用状況の報告

工事等事業の補助事業者は、当該事業の実施概要及び事業効果について報告していただきます。また、補助事業で取得した財産等（取得財産等）の適正な管理のため、取得財産等の利用状況について、原則として設備完成後36ヶ月間、以下の項目等について、日報か月報のどちらかを報告していただきます。なお、報告期日は毎年6月末です。

- ① 平均使用水量（発電電力量からの換算【PQ換算】可）
- ② 発電電力量

問い合わせ先（詳細はホームページ・公募要領・FAQをご覧ください。）

〒170-0013 東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 イムブル・コジマ2F
一般財団法人新エネルギー財団 水力地熱本部 水力業務部（設備更新グループ）
TEL : 03-6810-0373
E-mail : koshin@nef.or.jp